

地震から 命を守る!!

地震により住宅が倒壊すると、**圧迫死・窒息死**を引き起こすだけでなく、周辺住宅への**延焼**や、道路が塞がれることによる**避難、救助・消火活動の妨げ**により、2次災害の発生に繋がる恐れがあります。特に昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造建築は**倒壊する可能性が高い**とされています。地震から大切な命を守るため、住宅の耐震化を検討しましょう！

対象

昭和56年（1981年）5月31日以前着工で2階建て以下の木造住宅

無料!!

その1：家の強さを知ろう！

耐震診断

専門家による診断を実施。倒壊の危険度が分かります。

↓ 「倒壊する可能性がある」と診断されたら…

その2：命を守ろう！

なおす

耐震性を高める改修工事
参考費用：150～400万円程度

補助金の80%
最大**100**万円



イメージ図

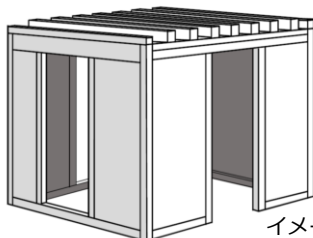
こわす

住宅全体を取り壊す工事
参考費用：70～170万円程度

補助金の23%
最大**20**万円

耐震シェルター（部屋型）

参考費用：40～50万円程度
※別途床補強費用等がかかる場合あり



イメージ図

まもる

住宅内部に強固な空間を作る製品を購入し設置

補助金の100%
最大**30**万円

防災ベッド

参考費用：35～50万円程度
※条件によっては自己負担5万円で設置



イメージ図

※補助対象には条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

問合せ先 豊田市都市整備部 建築相談課（西庁舎4階 電話0565-34-6649）

豊田市民間木造住宅の耐震化支援制度一覧 (豊田市建築相談課)

対象住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前着工で 2 階建て以下の木造住宅 (プレハブ構造・2×4 工法など
特殊なものを除く。)

項目	制 度 の 概 要
① 無料耐震診断	<p>【条 件】 現在居住している、又は将来的に居住を予定している住宅などの建物所有者が申込可能</p> <p>【概 要】 愛知県民間木造住宅耐震診断員が住宅を訪問して診断を実施する。 後日、耐震診断結果及び耐震改修工事に係る概算工事費を申請者に報告する。</p> <p>【申 込】 建築相談課に無料耐震診断申込書を提出 (メール・FAX・郵送可) 電話による申込も可能</p>


項目	対 象	制 度 の 概 要
② 耐震改修費等補助 なおす	<p>【一般改修】 無料耐震診断で 1.0 未満 と判定された住宅</p>	<p>耐震改修工事により、診断結果の総合判定を +0.3 以上、かつ 1.0 以上 (一応倒壊しない) にするための工事費を補助する。</p> <p>【補助額】 上限 100 万円 ・耐震補強工事及び附帯工事に要する費用 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。) の合計額に 4/5 を乗じた額</p>
	<p>【段階的改修】 無料耐震診断で 0.4 以下 と判定された住宅 (一段目)</p>	<p>二段階に分けて耐震改修工事を行う場合で、診断結果の総合判定を 一段目の改修工事で、「住宅全体の判定値 0.7 以上にする」か「住宅 1 階の判定値を 1.0 以上にする」ための工事費を補助する。</p> <p>【補助額】 上限 60 万円 ・耐震補強工事及び附帯工事に要する費用 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。) の合計額に 4/5 を乗じた額</p> <p>二段目 (次年度以降) の改修工事を行う時に上限 30 万円の補助制度を利用できる。その場合は再度、交付申請が必要。(交付決定前の着手不可)</p>
③ 解体費補助 こわす	<p>無料耐震診断で 1.0 未満 又は耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断できる 30 m 以上の住宅</p>	<p>1 棟全てを解体する工事費を補助する。</p> <p>【補助額】 上限 20 万円 ・対象木造住宅の解体工事に要する費用 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。) の 23% に相当する額</p>
④ 耐震シェルター 等整備費補助 まもる	<p>無料耐震診断で 0.4 以下 と診断された住宅 かつ 高齢者又は障がい者 が居住する住宅</p>	<p>地震時に住宅の倒壊から人命を守ることを目的として、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する耐震シェルター又は防災ベッドで、豊田市長の認めるものを整備する工事費を補助する。</p> <p>【補助額】 上限 30 万円 ・耐震シェルター又は防災ベッド整備工事に要する費用 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)</p>

◎代理受領制度

申請者が補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除される制度です。申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、当初の費用負担が軽減されます。

- ※ 補助金交付には、条件・基準がありますので、事前にお問い合わせください。
- ※ 補助金交付決定前の契約・着工は補助対象外となります。
- ※ 2 月末までに完了実績報告書が提出できることが補助金交付の条件です。

【問い合わせ先】

<p>豊田市役所 建築相談課 まちづくり担当</p>	<p>電話番号：0565-34-6649 FAX 番号：0565-34-6948 メー ル : keikan@city.toyota.aichi.jp</p>	
------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------